

意図的導入の現状と考え方

	意 図 的 導 入			
	国外から我が国への導入		国内の一地域から 他地域への移動	
事例	種	原産国	種	
哺乳類	アライグマ	北米	タヌキ	本州 屋久島
	ジャワマンゲース	東南アジア	ニホンイタチ	本州 南西諸島
鳥類	ガビチョウ	中国南部～ 東南アジア	メジロ	本州 小笠原
両生・爬虫類	カミツキガメ	北米東部～ 南米北部	サキシマハブ	八重山諸島 沖縄島
魚類	オオクチバス	北米	アマゴ	太平洋側 日本海側
維管束植物	ホテイアオイ	熱帯アメリカ	リュウキュウマツ	沖縄 小笠原
	シナダレスズメガヤ	南アフリカ		
持ち込み実態	<ul style="list-style-type: none"> ・脊椎動物(魚類を除く)の推定輸入量は年間約 400 万頭(1998～99) ・生きている魚類は、観賞用、養殖用を含む年間の輸入量が約 9,700 t(2001 年貿易統計) ・植物では、花卉の切花が約 8.3 億本、球根類が約 8.5 億球、飼料用植物の種が約 8.6 万 t 輸入されている(2000) 			
規制制度	<ul style="list-style-type: none"> ・植物防疫法による検疫有害動植物の輸入禁止等 ・家畜伝染病予防法(家畜) 狂犬病予防法(犬等) 及び感染症法(サル等)による輸入の制限 		<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全法等による指定地域への動植物の持ち込み規制 ・内水面漁業調整規則による特定魚種の移植の制限 ・動物愛護管理法による愛護動物の遺棄の禁止 	
基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に利用による影響評価を行い、利用により生物多様性への影響等を生じさせるおそれがないかについて確認を受けるような仕組みが必要 		<ul style="list-style-type: none"> ・国内の他地域からの導入に対しても、原則的には国外からの導入と同様の考え方をとるべき ・しかしながら、国内の生物の移動を審査する仕組みがほとんどないことから、要注意地域など生物多様性の保全上重要な地域について、導入時の審査手法も含め、検討を行うことが適当 	